

十日町市教育委員会

| ※令和2年度末(前期総合基本計画最終年度)の数値を比較対象として示します。 ※印の数字は、令和2年度調査未実施のため、令和元年度の数字を示しています。 | | | |
|--|-------------|-------|--------------------------------------|
| 小学生(3~6年) | 96.8%以上 | 95.9% | 住む地域や十日町市が好きな児童生徒の割合 |
| 小学生 | 53.0以上 | 50.5 | NRT平均偏差値 |
| 小学生 | 50.0以上 | 50.1 | |
| 小学生 | 0.80%以下 | 1.07% | 不登校である児童生徒の割合 |
| 小学生 | 2.90%以下 | 3.84% | |
| 小学生 | 100% | 89.4% | いじめはどんな理由があっても許されない行為であると答える児童生徒の割合 |
| 小学生 | 100% | 79.3% | 特別支援教育にかかわる研修会(校内外不問)に年1回以上参加した教員の割合 |
| 小学生 | 85.0%以上 | 81.1% | [英語を話せるようになるために勉強したい]と思う児童生徒の割合 |
| 小学生 | 90.0%以上 | 81.9% | 将来の夢や目標をもってしている児童生徒の割合 |
| 小学生 | 80.0%以上 | 72.0% | |
| 小学生 | 90.0%以上 | 53.3 | 全国体力テストにおいて平均を50.0としたときの点数 |
| 小学生 | 前年を維持または上回る | 54.5 | |
| 小学生 | 前年を維持または上回る | 55.3 | |
| 中学生 | 前年を維持または上回る | 53.9 | |

目標値

十日町市学校教育の重点(令和3年度~令和7年度)

十日町市学校教育の重点(令和3年度~令和7年度)

資料6②



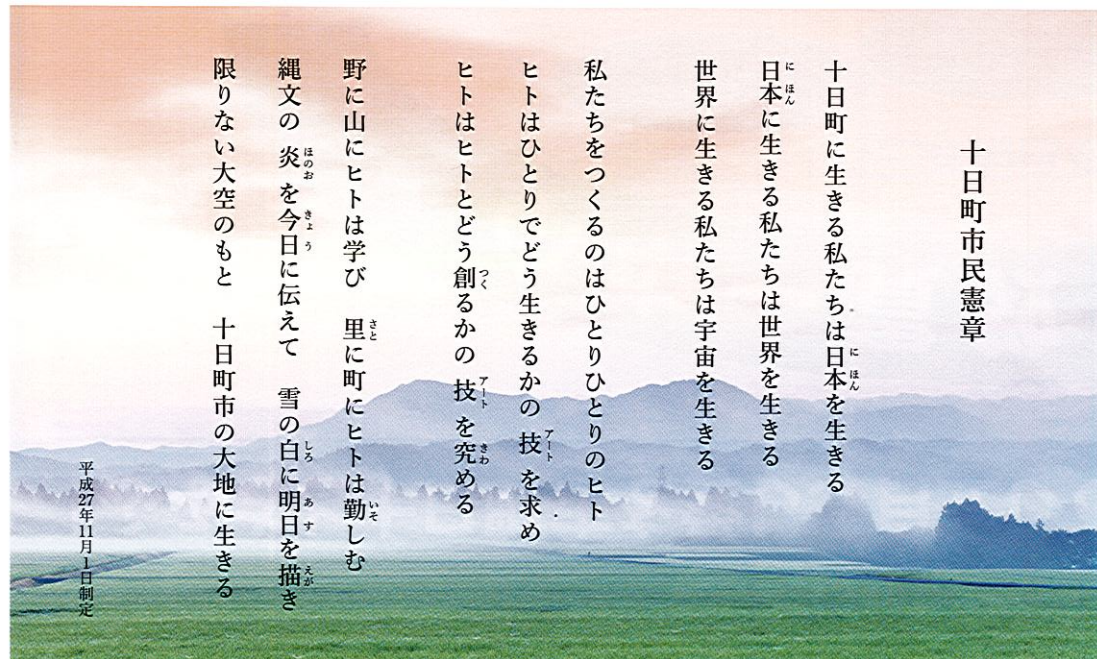
十日町市 学校教育の重点

十日町市の目指すまちの姿 選ばれて住み継がれるまち とおかまち

基本方針 1 人にやさしい まちづくり

基本方針 2 活力ある元気な まちづくり

基本方針 3 安全・安心な まちづくり



十日町市では、第二次十日町市総合計画において目指すまちのすがた「選ばれて住み継がれるまち とおかまち」を掲げ、これを実現するために、左記の3つの基本方針を示しました。

さらに、この総合計画の後期基本計画を受けて、教育、文化・スポーツ分野における方向性を示す基本的な計画として、十日町市教育大綱が策定されました。この中でも、次のように基本方針を掲げています。

【ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち】
 【誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち】

後期基本計画、教育大綱では、学校教育の充実、特色ある教育活動の推進により、次世代の十日町市を担う子どもの育成を求めています。

これらの上位計画と、学習指導要領、そして今日的な教育課題を踏まえ、十日町市の全ての児童生徒の健やかな成長のために市立小学校、中学校、特別支援学校が取り組むべきことを、ここに「十日町市学校教育の重点」として示します。

十日町市教育委員会

十日町市学校教育のめあて

「ふるさと十日町市を愛し、自立して社会で生きる子ども」の育成

小中一貫教育の推進

自己有用感を育む

学習指導

特別支援教育

生徒指導

保幼小接続

小学校

中学校

高校等との連携

特別支援学校

【共通課題】

学力の向上 …… 学力を高める授業改善、自ら学ぶ学習習慣の確立
不登校・いじめの減少 …… 不登校・いじめを生まない風土づくりと指導体制の確立
特別支援教育の充実 …… 一人一人の教育的ニーズに応じた指導、支援の質的向上

家庭・地域との連携

コミュニティ・スクールの推進

特色ある教育活動の推進

英語教育

- 小学校外国語の教科、外国語活動の円滑な実施
- 外国のくらしや文化への理解
- 英語によるコミュニケーション能力の伸長

ふるさと学習

- 十日町市の歴史、文化、自然、産業等についての学び
- ふるさと教材の有効活用
- ふるさとを愛する心情の育成

重点事項

情報教育

GIGAスクール構想の実現により、教育の情報化を図り教育活動にICTを効果的に活用するとともに、情報活用能力及び情報モラルの向上を図ります。

人権教育、同和教育

人権を尊重し、互いを認め合う態度と行動力を育てるために、同和教育を中核とした人権教育を推進します。

体育・健康教育

体力の向上、健康の保持増進のために、運動習慣の確立や規則正しい生活習慣への意識づけを図ります。また、感染症等についての正しい知識を身に付け、感染を防止し安心して生活できる実践力を育成します。

道徳教育

特別の教科「道徳」を要しつつ学校の教育活動全体を通して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。各学校は、家庭や地域、中学校区と連携して推進します。

キャリア教育

社会的、職業的自立に向けて必要な意欲や態度、知識や技能の育成を視野に入れ、地域社会と関わり、夢や希望を志につなげる学習活動を展開します。

食育

食への関心を高めながら、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、地産地消を大切に生涯にわたり健全な食生活を実践しようとする態度を育成します。

努力事項 SDGs(持続可能な開発目標)を意識して取り組みます。

図書館教育

情報館等と連携しながら学校図書館の計画的な活用を図り、多様な読書活動を促し読書習慣の形成に努めます。

環境教育

様々な体験的な活動を通して、自然環境の大切さについて考え、身近な環境の保全やよりよい環境の創造に向けた実践力や資質の向上に努めます。

福祉・ボランティア教育

様々な交流を通して、思いやりの心や感謝の心、奉仕の精神を学ぶとともに、社会の形成者として共に支え合い、よりよい社会をつくらうとする態度の育成に努めます。

防災教育

家庭、地域、行政と連携し、様々な災害の危険から自ら命を守り抜こうとする防災意識と主体的な行動力の育成に努めます。

十日町市学校教育のめあて

「ふるさと十日町市を愛し、自立して社会で生きる子ども」の育成

このめあてを実現するために、コミュニティ・スクールを支援としながら小中一貫教育を推進します。

地域とともに社会総がかりで子どもたちを育てる体制をつくりつつ、各中学校区が中学校3年生の姿をゴールに描き、小中9年間を通じた教育活動の充実を図っていきます。その際、一人一人の自己有用感を育むことを大切にしていこうと、十日町市の小中共通課題である、学力の向上、不登校・いじめの減少、特別支援教育の充実を実現させていきます。

小中一貫教育の充実に向けて、小中9年間に限らず、就学前段階からの保幼小の接続、義務教育終了後の高校等との連携についても重視して進めていきます。

共通課題

- 学力の向上 【学力を高める授業改善と自ら学ぶ学習習慣の確立】
- 不登校・いじめの減少 【不登校・いじめを生まない風土づくりと指導体制の確立】
- 特別支援教育の充実 【一人一人の教育的ニーズに応じた指導、支援の質的向上】

これらの課題を克服して「ふるさと十日町市を愛し、自立して社会で生きる子ども」を育成するために、学校では、学習指導、生徒指導、特別支援教育それぞれの側面から、次のように取り組んでいきます。

【学習指導】

小中一貫教育を基軸に「基礎的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的に学習に取り組む態度」を育てる授業改善と、家庭と連携した自ら学ぶ学習習慣の確立を目指して取組を進めます。

【生徒指導】

一人一人の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高め、組織的な対応により、不登校・いじめ等の課題を克服していきます。

【特別支援教育】

自立を促し、社会性を養うために、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の質的向上を図るとともに、相談支援体制を充実させていきます。

特色ある教育活動の推進

【英語教育】

令和2年度から完全実施された学習指導要領では、小学校5・6年生から外国語（英語）は教科となり、3・4年生から外国語活動が始まりました。十日町市では、これまでも大地の芸術祭をはじめとする様々なイベント等を通して、外国の方を迎え交流する機会に恵まれてきました。

外国の生活習慣や文化に対する理解を深め、英語で積極的にコミュニケーションを図る態度を育成し、調和のとれたコミュニケーション能力の基礎を養えるよう、教科等の学習を中核に英語教育の充実を積極的に推進していきます。

【ふるさと学習】

生活科、社会科、総合的な学習の時間等をはじめ、随所で各教科等の内容との関連を図りながら、十日町市の歴史、文化、自然、産業等を学び、ふるさと十日町市を愛する気持ちを高めます。

その際、ふるさと教材『ふるさと十日町～魅力・誇り・宝もの～』を有効活用し、ふるさと学習を推進します。

家庭・地域との連携

【コミュニティ・スクールの推進】

平成30年度より全市でコミュニティ・スクールを実施しています。さらに、この取組を推進し、社会総がかりで子どもたちを育てる体制をつくっていきます。その他、学校、地域関係機関、PTA等が子どもの健やかな成長を目指して連携して進めていきます。

重点事項

【情報教育】

GIGAスクール構想の実現により、教育の情報化を図り教育活動にICTを効果的に活用するとともに、情報活用能力及び情報モラルの向上を図ります。

【道徳教育】

特別の教科「道徳」を要としつつ学校の教育活動全体を通して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。それぞれの学校は、家庭や地域、中学校区と連携して推進します。

【人権教育、同和教育】

人権を尊重し、互いを認め合う態度と行動力を育てるために、同和教育を中核とした人権教育を推進します。

【キャリア教育】

社会的、職業的自立に向けて必要な意欲や態度、知識や技能の育成を視野に入れ、地域社会と関わり、夢や希望を志につなげる学習活動を展開します。

【体育・健康教育】

体力の向上、健康の保持増進のために、運動習慣の確立や規則正しい生活習慣への意識づけを図ります。また、感染症等についての正しい知識を身に付け、感染を防止し安心して生活できる実践力を育成します。

【食育】

食への関心を高めながら、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、地産地消を大切にして生涯にわたり健全な食生活を実践しようとする態度を育成します。

努力事項 SDGs（持続可能な開発目標）を意識して取り組みます。

【図書館教育】

情報館等と連携しながら学校図書館の計画的な活用を図り、多様な読書活動を促し読書習慣の形成に努めます。

【環境教育】

様々な体験的な活動を通して、自然環境の大切さについて考え、身近な環境の保全やよりよい環境の創造に向けた実践力や資質の向上に努めます。

【福祉・ボランティア教育】

様々な交流を通して、思いやりの心や感謝の心、奉仕の精神を学ぶとともに、社会の形成者として共に支え合い、よりよい社会をつくらうとする態度の育成に努めます。

【防災教育】

家庭、地域、行政と連携し、様々な災害の危険から自ら命を守り抜こうとする防災意識と主体的な行動力の育成に努めます。

この「十日町市学校教育の重点」は令和3年度から令和7年度を対象期間とします。ただし、法改正や上位計画の修正、変更等により、見直す必要が生じた場合は、随時見直すこととします。